

議案第 6 1 号

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部改正について

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、西條工業団地地区整備計画区域の追加に伴い、必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成１７年
愛西市条例第１３７号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

西條工業団地地区整備計 画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示 された名古屋都市計画西條工業団地地区計画 の区域のうち、地区整備計画が定められた 区域
--------------------	---

別表第２に次のように加える。

西 條 工 業 団 地 地 区 整 備 計 画 区 域	全域	次に掲げる建 築物以外の建 築物 (１) 工場 (統計法第 ２条第９項 に規定する 統計基準で ある日本標 準産業分類 の大分類Ｅ 一製造業に 属するもの に限る。)、 当該工場に 関連する研 究開発施設 及び流通業 務施設（流 通業務の総 合化及び効 率化の促進	３,０００ 平方メー トル	道路境界 線及び隣 地境界線 からの後 退距離に あっては ２メートル	建築物に 附属する 門、フェ ンス（透 視性のあ るものに 限る。)、 守衛所又 は自転車 置場その 他これら に類する 用途に供 し、軒の 高さが３ メートル 以下で、 かつ後退 距離の限 度に満た ない部分 の床面積		
--	----	---	---------------------	---	---	--	--

		に関する法律第2条第1号に規定する流通業務の用に供するもの)。 ただし、次に掲げるものを除く。 ア 法別表第2(ぬ)項第3号8の3、9、13及び13の2並びに(る)項第1号に掲げる事業を営む工場 イ 法別表第2(る)項第2号に掲げるもの ウ 産業廃棄物(産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定		が15平方メートル以内である建築物等		
--	--	---	--	---------------------------	--	--

		す る も の) の収 集、運搬 又は処分 の用に供 するもの (2) 前号の 建築物の従 業員のため の共同住宅 又は寄宿舍 (3) 前2号 の建築物に 附 属 する もの					
--	--	---	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。